

# J A F 四国地域クラブ協議会ラリー共済規定

J A F 四国地域クラブ協議会（以下 J M R C 四国という）は、J A F 四国地域クラブ協議会共済（以下 J M R C 四国共済という）規定の第 9 条 3. の対人賠償の義務負担をラリー競技会に特化（第三者に対するケガを補償）した、J A F 四国地域クラブ協議会ラリー共済（以下 J M R C 四国ラリー共済という）を設け、本規定をもって運営する。

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条（目的）

J M R C 四国ラリー共済は、J A F 公認競技会の内ラリー競技会において、J M R C 四国共済加入者が人身事故を起こし、対人賠償の義務が生じた場合の救済を目的とする。

### 第 2 条（対象者）

J M R C 四国ラリー共済対象者は、本規定第 7 条の拠出金を J M R C 四国共済会に入金および申し込みをした以下の者をいう。

1. 四国または中国のラリー競技会にドライバーとして参加予定の場合は、加入年度に有効な J M R C 四国スポーツ安全保険に加入済みの者。
2. 四国または中国以外のラリー競技会にドライバーとして参加予定の場合は、そのオーガナイザーから、J M R C 四国ラリー共済が有効である事を確認し、加入年度に有効な J M R C 四国スポーツ安全保険に加入済みの者。

### 第 3 条（運営）

J M R C 四国ラリー共済の運営は J M R C 四国運営委員会が行い、運営に関する経費は財源より負担する。

### 第 4 条（運用と適用）

本規定の運用と本規定の適用については、J M R C 四国共済に準ずる。

### 第 5 条（期間）

1. J M R C 四国ラリー共済の有効期間は、該当するラリー競技会期間のみとする。

## 第 2 章 財 務

### 第 6 条（財源）

J M R C 四国ラリー共済の財源は、第 2 条における対象者による共済拠出金（以下拠出金）、補助金、寄付金、及びその他の収入によるものとするが、万一の場合は J M R C 四国共済がバックアップすることとする。

### 第 7 条（拠出金）

拠出金の額、及びこれに関するその他の項目は、細則によって定める。

### 第 8 条（拠出金の徴収）

拠出金の徴収は次によって行う。

1. 対象者からの徴収は、J M R C 四国が行う。ただし、やむを得ない場合は J M R C 四国の了承のもとに、これを然るべき機関に委託することができる。
2. 前項の委託方法は、第 3 条によって定めるものとし、その場合は委託機関に手数料を支払うものとする。

### 第3章 見舞金

#### 第9条（給付）

JAF公認ラリー競技会において、JMRC四国ラリー共済加入者がJMRC四国共済の第9条3.の対人賠償の義務負担を負った場合、別に定める細則により見舞金を支払う。  
ただし、原則として他の保険や共済等（自動車損害賠償責任保険等）で補填できる場合には、その金額を減ずるものとする。

#### 第10条（給付の対象）

見舞金の給付を受けるものは、被害者（または法定相続人）とする。

#### 第11条（給付請求の方法）

見舞金の給付請求は加害者またはオーガナイザーが行い、オーガナイザーは事故発生後速やかに事故の内容を、JMRC四国事務局へ報告しなければならない。  
給付請求に関する事項は、細則に定める。

### 第4章 改定

#### 第12条（本規定の改定）

本規定の改定は、JMRC四国運営委員会において、3分の2以上（委任状出席も含む）が出席し、出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

### 第5章 解散

#### 第13条（解散および残余財産の処分）

本会はJMRC四国運営委員会の決議により解散することが出来る。解散のときに存する残余財産の処分は運営委員会の決議を得て決定し、JMRC四国総会（クラブ団体・代表者会議）にて承認を受け行う。

2013年 5月17日 制 定  
2013年 5月17日 適 用  
2013年 5月17日 施 行

# J A F 四国地域クラブ協議会共済細則

J A F 四国地域クラブ協議会ラリー共済規定（以下ラリー共済規定という）に基づき、以下の細則を定める。

## 細則－１（抛出金の金額）

ラリー共済規定、第 7 条に定める抛出金は、各競技会の参加車両 1 台について、3, 0 0 0 円とし掛け捨てとする。

## 細則－２（共済事務局）

ラリー共済規定の事務を処理するための事務局は J M R C 四国共済規定に準ずる。

## 細則－３（給付）

ラリー共済規定第 9 条に定める見舞金の給付は次の通りとする。

1. 見舞金の最高限度額は 1 事故／1 名につき 2 0 0 万円（死亡事故のみ 4 0 0 万円）とする。
2. 見舞金の金額は、ラリー共済規定、第 4 条に定める会議で、自動車損害賠償責任保険等を参考に決定する。

## 細則－４（給付対象範囲）

1. 給付対象範囲は、参加確認受付より、ラリー競技開催規定に定められた競技終了まで。  
（スペシャルステージラリーでは最終 T C、その他では最終コントロールシート提出まで）
2. 途中でリタイアした場合はリタイアの時点までとし、参加確認受付を行わない場合は、参加確認受付終了と共に無効となり、返金を行わない。

## 細則－５（給付金支払い及び給付金仮払い）

1. 本規定、第 1 0 条に該当する者より第 1 1 条に該当する者に請求があった場合は、細則－ 6 による給付請求後、有効な方法を用いて第 1 0 条に該当する者に支払うものとする。
2. 第 1 1 条の内オーガナイザーの申請により、仮払いが出来るものとするが、その精算についてはオーガナイザーが全責任を負うものとする。

## 細則－６（給付請求方法）

見舞金の給付請求は、別に定める書式によって当該オーガナイザーを通じて、J M R C 四国共済事務局に提出して行う。書式には次のものを入れなければならない。

1. J M R C 四国ラリー共済給付申請書
2. 添付書類：審査委員会調査報告、事故報告書、申請書に必要な添付書類
3. 請求金額：被害金額が分かるもの
4. その他：審査の段階で必要とされたもの

## 細則－７（加入手続き）

1. 四国または中国で開催される競技会において、ラリー共済に加入しようとする者は、ラリー共済加入申請書、加入年度に有効な J M R C 四国スポーツ安全保険の加入証（写し）、参加車両の車検証（写し）、及び本規定第 7 条の抛出金を競技会オーガナイザーの指定日までに送付し、オーガナイザーは競技会開催 3 日前までにドライバーが属する、それぞれの J M R C 共済事務局へ一括で申し込む。
2. 四国または中国以外で開催される競技会においては、オーガナイザーが J M R C 四国ラリー共済の有効性を認めた場合に、上記に準じてドライバーが直接申し込む事とする。

2 0 1 3 年 5 月 1 7 日 適 用  
2 0 1 3 年 5 月 1 7 日 施 行